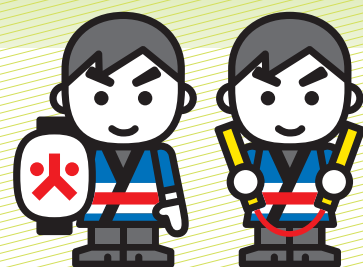


消防団員募集

消防団の入団資格は、市町ごとに条例で定められていますが、一般的に、入団を希望する18歳以上で、その市町に居住しているか、又は、勤務している人ならどなたでも入団できます。

消防団には、サラリーマンや学生、OL、主婦など様々な人が集まって地域の防災のために活動しています。消防団にはあなたのチカラが必要です。あなたもぜひ消防団で活動してみませんか？

※市町によっては、その地域に居住している方のみを採用しているところもあります。



消防団とは

消防団は、市町ごとに設置され、地域密着性、即時対応力などの特性を生かしながら、火災や風水害、地震などの災害に対して消防防災活動を行う組織です。

消防は、市町長が管理し、消防署が常備の消防機関として、消防防災活動の第一線を担う機関であるのに対して、消防団は非常備の消防機関として位置づけられ、相互に連携を図りながら消防防災活動に従事しています。

消防団は、地域防災の要です。地域防災体制の一層の充実のため、御理解、御協力をお願いいたします。



お問い合わせ先

賀茂地域		
消防団名	窓 口	電話番号
東伊豆町消防団	東伊豆町役場 防災課 防災係	0557-95-1103
河津町消防団	河津町役場 総務課	0558-34-1913
下田市消防団	下田市役所 防災安全課 消防安全係	0558-36-4145
南伊豆町消防団	南伊豆町役場 総務課 防災係	0558-62-6211
松崎町消防団	松崎町役場 総務課 消防防災係	0558-42-3963
西伊豆町消防団	西伊豆町役場 防災環境課	0558-52-1965

東部地域		
消防団名	窓 口	電話番号
伊東市消防団	伊東市役所 危機対策課 消防情報係	0557-36-3222
熱海市消防団	熱海市消防本部 消防総務課	0557-86-6615
三島市消防団	三島市役所 危機管理課 消防連携係	055-972-5801
函南町消防団	函南町役場 総務課	055-979-8102
伊豆市消防団	伊豆市役所 防災安全課 消防防災スタッフ	0558-72-9867
伊豆の国市消防団	伊豆の国市役所 危機管理課	055-948-1482
沼津市消防団	沼津市役所 危機管理課 広域消防連携室	055-934-4745
裾野市消防団	裾野市役所 危機管理課	055-995-1817
御殿場市消防団	御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部 警防課	0550-83-8151
長泉町消防団	長泉町役場 地域防災課	055-989-5505
清水町消防団	清水町役場 くらし安全課	055-981-8205
小山町消防団	御殿場市・小山町広域行政組合 消防本部小山消防署 管理スタッフ	0550-76-0119
富士市消防団	富士市消防本部 消防総務課	0545-55-2852
富士宮市消防団	富士宮市消防本部 警防課	0544-22-1200

中部地域		
消防団名	窓 口	電話番号
静岡市消防団	静岡市消防局 警防部 警防課 消防団係	054-280-0165
藤枝市消防団	藤枝市危機管理センター危機管理課 (志太消防本部内)	054-641-9200
焼津市消防団	焼津市役所 危機対策課	054-623-0119
島田市消防団	島田市役所 危機管理課	0547-36-7212
牧之原市消防団	牧之原市役所 防災課	0548-23-0057
吉田町消防団	吉田町役場 防災課地域安全部門	0548-33-2134
川根本町消防団	川根本町役場 総務課自治防災室	0547-56-2220

西部地域		
消防団名	窓 口	電話番号
掛川市消防団	掛川市消防本部 消防総務課 警防救急係	0537-21-6102
御前崎市消防団	御前崎市消防本部 消防総務課 消防団係	0537-85-2655
菊川市消防団	菊川市消防本部 消防総務課 消防団係	0537-35-3282
磐田市消防団	磐田市消防本部 警防課 警防企画グループ	0538-59-1716
袋井市消防団	袋井市役所 防災課消防団事務局	0538-44-6092
森町消防団	森町役場 総務課	0538-85-6302
浜松市消防団	浜松市消防局 消防総務課 消防団グループ	053-475-7523
湖西市消防団	湖西市消防本部 消防総務課 消防団係	053-574-0214

県税に関する問い合わせにつきましては、中面・右ページの申請先となる各 地域 局等にお問い合わせ下さい。

静岡県危機管理部 消防保安課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL.054-221-2074

ホームページアドレス <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/shobo/>



Shizuoka Prefecture

事業所のみなさまへ

地域防災の要である

消防団を 応援/して 下さい!

適用期間を3年間延長しました。
(平成31年4月～)



静岡県

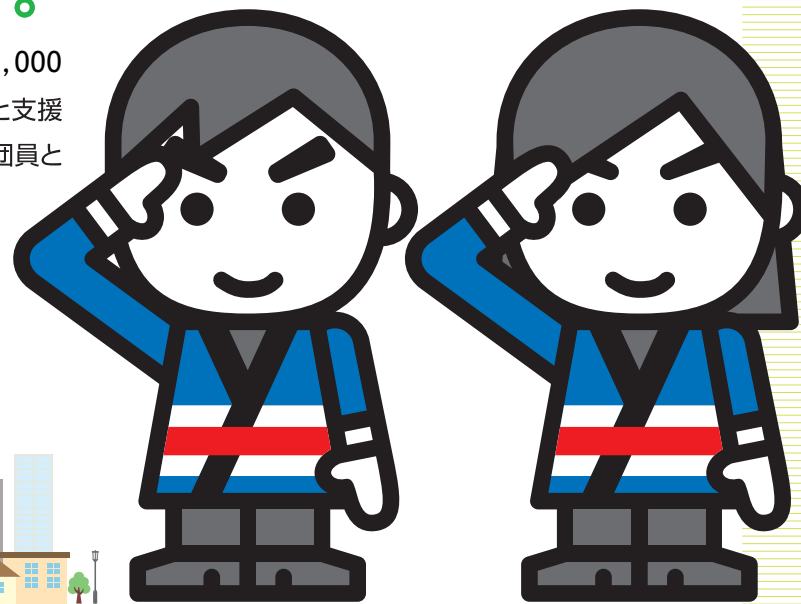
自分達のまちを守りたい。

消防団とは、地域に「住んでいる」「働いている」人によって構成された市町の消防機関です。

昭和60年には、県内に約26,000人いた消防団員が、現在は、約 20,000人に減少しています。地域防災の要である消防団員への一層の理解と支援が求められています。静岡県では81.0%の消防団員がサラリーマン団員として消防団活動に従事しています。

かつては、自営業者が中心でしたが、社会環境の変化に伴い、今ではサラリーマン団員の割合が高くなっています。

事業所の皆様の御理解と御支援により支えられている消防団への一層の御協力をお願いいたします。



消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるとともに、事業所の協力を通じて、地域における防災体制が一層充実される制度です。

消防団活動に協力することが認められることにより、事業所の信頼性向上・イメージアップとともに、地域防災力の一層の充実が図られます。

平成30年9月1日現在 830 事業所が県内市町の消防団協力事業所の認定を受けております。ぜひ、多くの事業所の皆様の参加をお待ちしています。



消防団協力事業所表示制度表示マーク

協力事業所として認められる例

- 従業員が消防団員として、相当数入団している。
- 従業員の消防団活動について積極的に配慮している。
- 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している。

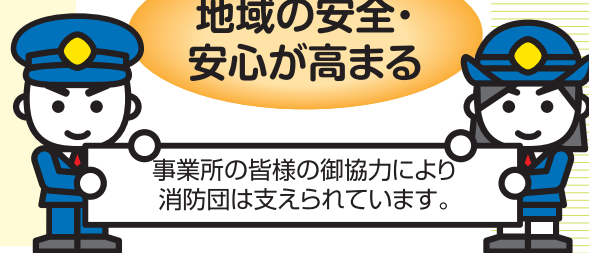
※市町において、基準がそれぞれ異なります。詳しくは各市町消防団担当までお問い合わせください。

事業所の協力

消防団員の活動の活性化

地域の安全・安心が高まる

事業所の皆様の御協力により消防団は支えられています。



（消防団紹介）

カラーガード隊が発足しました！ 静岡市女性消防団員（静岡市）



静岡市消防団の女性消防団員は、平成30年4月現在で71名が、団本部、地区本部、各分団に所属し、救命講習指導や災害現場での後方支援などの活動のほか、全国女性消防操法大会出場のための訓練にも熱心に取り組んでいます。

また、静岡市消防団では、消防団の広報を強化するため、平成28年11月に女性消防団員12名で、静岡市消防団カラーガード隊を発足しました。

隊の愛称は、Shizuoka Red Vigor United（シズオカ・レッド・ヴィガー・ユナイテッド）です。

消防の赤（レッド）、活気・元気（ヴィガー）、団結力・協力（ユナイテッド）を意味しており、カラーガード隊の一条乱れぬ、はつらつとした演技による、消防の団結力や地域住民の融和・協調を表しています。

また、略称名として、Shizuoka Red Vigor Unitedの頭文字を組み合わせて、「Shizuoka R・V・U（シズオカ ラヴュー）」と略称し、より市民に親近感を持っていたけよう活動していきます。



消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例

適用期間を延長しました

対 象

平成28年度から出資金の額が1億円を超える特別法人※も対象です！

以下の要件を満たす、知事の認定を受けた法人（資本金若しくは出資金の額が1億円以下の法人又は出資金の額が1億円を超える特別法人に限りません。）又は個人となります。

- (1) 県内に事業所等を有し、かつ当該事業所等のすべてが県内市町の「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている必要があります。
- (2) 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1人以上（出資金の額が1億円を超える特別法人にあっては3人以上）いる必要があります。
- (3) 消防団活動について配慮した規程（就業規則等）を整備している必要があります。

※出資金の額が1億円を超える特別法人は、地方税法に規定する特別法人となります。

適用税目と期間

- (1) 法人事業税 … 平成24年4月1日から平成34年3月31日までの間に終了する各事業年度の事業税
- (2) 個人事業税 … 平成24年～33年の所得に対して課税する平成25年度～34年度の事業税

控除内容

平成28年度から10万円から100万円に控除限度額を引き上げています！

事業税額の1/2に相当する額を控除（100万円を限度）

※ただし、平成28年3月31日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税と平成27年までの所得に対して課税される個人の事業税の控除限度額は10万円となります。

申請時期等について

前提として「対象」で示した(1)～(3)の要件を、基準日の時点で満たしていることが必要となります。

(1) 基 準 日 / ア 法人 … 各事業年度の終了日 イ 個人 … 12月31日

(2) 申請時期 / 基準日以降に、申請書及び添付書類を提出していただきます。

ア 法人 … 基準日以降、事業税の申告期限の30日前までに申請※

イ 個人 … 基準日以降、事業税の申告期限までに申請※ ※毎年度申請する必要があります。

申 請 先

担当区域及び 連絡先については 「県ホームページ」参照	賀茂地域局 危機管理課	TEL 0558-24-2004
	東部地域局 地域課	TEL 055-920-2003
	中部地域局 地域課	TEL 054-644-9124
	西部地域局 地域課	TEL 0538-37-2209

具体的な手続きについては、【消防保安課】<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/shobo/index.html>
県のホームページ等で【税 務 課】<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/index.html>お知らせしています。

（消防団協力事業所紹介）

下田市が創業の、地域に密着した消防団協力事業所



サガミシード株式会社 （下田市）

サガミシード株式会社は、1913年（大正2年）の創業以来、100年にわたって静岡・愛知に根ざして、地域の皆様とともに成長してまいりました。

暮らしを支えるエネルギー安定供給と地球環境を守る取り組みで、地域社会に貢献してまいります。

平成28年10月からは、下田市消防団協力事業所に認定され、地元消防団に対する支援も積極的に行っていきます。

これからも100年の絆を大切に、200年の架け橋となるよう、社是である「報恩感謝」の気持ちを持ち続け、「創造と挑戦」の精神の下、熱き情熱と誠実さを更に育み更なる地域社会の貢献に努めてまいります。

重機と共に災害現場に駆けつけ、可能な限り復旧の力になりたい！



株式会社沖開発 （菊川市）

株式会社沖開発は、昭和64年に設立し土木・建築・不動産業を営んでいる会社です。

土木業は弊社設立時より柱としている業種で、民間・公共工事ともに地域密着で行っています。建築業は一般住宅新築から各学校・工場等の修繕、ログハウス事業等多岐に渡り行っており、不動産業はお困りの土地の有効利用の提案、アパート管理等を行っております。

また、地域活動にも積極的に参加し、その中でも消防団活動に関しては、従業員の3分の1以上が現役消防団員もしくは消防団OBということもあり、消防団に関する活動にも積極的に参加している事業所として消防団協力事業所に認定していただきました。仕事上重機の建設機械を所有しており、「自分たちの町は自分たちで守る」ため、災害現場にすぐに駆けつけ、可能な限り復旧の力になれるかと思います。

まだまだ小規模で歴史も浅い会社ですが、地元の皆様のお役にたてるよう日々精進してまいります。